

福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例（案）について

1 目的

「福岡市グローバル創業・雇用創出特区」を活用した創業（スタートアップ）支援により、革新性を持った成長性の高い企業の創業、成長及び国内外から福岡市への集積を図る。それにより、雇用の創出や税源のかん養、創業企業と既存企業との連携による相互の成長などにつなげ、福岡市経済の活性化を図る。

2 支援措置の内容

(1) 市税軽減措置

① 軽減税目

法人市民税（法人税割）

② 軽減内容

平成 30 年 3 月 31 日までに福岡市長の指定を受けた法人（以下「福岡市指定法人」という。）について、法人設立から 5 年以内に限り、対象事業に係る所得の金額について、課税免除（全額免除）を行う。

③ 主な指定要件

ア 市内に本店又は主たる事務所を有すること。

イ 平成 25 年 4 月 1 日（第 9 次福岡市基本計画の開始の日）以後に設立され、その設立の日以後 5 年を経過していないものであること。

ウ 主として福岡市特定事業（次の(ア)から(ウ)のいずれにも該当）を実施するものであること。

(ア) 事業の実施にあたり、規制の特例措置等が重要な役割を果たすこと。

(イ) 次の a から e のいずれかに該当するものであること。

a 医療

高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業

b 国際

経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業に係る国際的な事業機会の創出その他当該産業に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業

c 農業

付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な高度な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業

d 一定の IoT

インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発に関する事業又はその成果を活用した事業

e 先進的な IT

ソフトウェアの開発、半導体製品の設計その他の電子計算機を用いて情報、知識等の知的資源を活用した製品開発を行う事業又はその成果を活用した事業（「一定の IoT」を除く）

(ウ) 新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であること。

エ 常用雇用者（雇用保険法の適用を受ける福岡市民）を雇用すること。

など

④ 主な手続き

ア 福岡市指定法人の指定

- ・ 福岡市指定法人の指定を受けようとする法人は、市長に申請しなければならない。
- ・ 市長は、福岡市指定法人の指定をしようとするときは、福岡市国家戦略特区を活用した創業及び新規事業の創出等に関しあらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない（協議会を設置）。

イ 事業実施の認定

- ・ 福岡市指定法人は、事業年度終了後、福岡市特定事業の実施状況を報告しなければならない。
- ・ 市長は、福岡市特定事業を適正に実施していると認めるときは、福岡市指定法人に対して認定書を交付する。
- ・ 課税免除の適用を受けようとする福岡市指定法人は、法人市民税申告書に認定書を添付しなければならない。

⑤ 福岡市指定法人の取消し及び不正の防止

福岡市指定法人が、偽りその他不正な手段等により市税軽減措置を受けたと認められる場合は、指定を取り消すとともに、軽減税額を限度として納入させることができる。

(2) 情報提供、その他必要な支援

グローバル創業・雇用創出特区に係る事業を実施する法人に対し、以下の支援を行う。

① 福岡市の施策及び国又は関係団体等における情報の事業者への提供

② 事業者が当該事業を実施するに当たり必要な助言

③ 規制緩和に係る国との協議に関する支援 など

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日